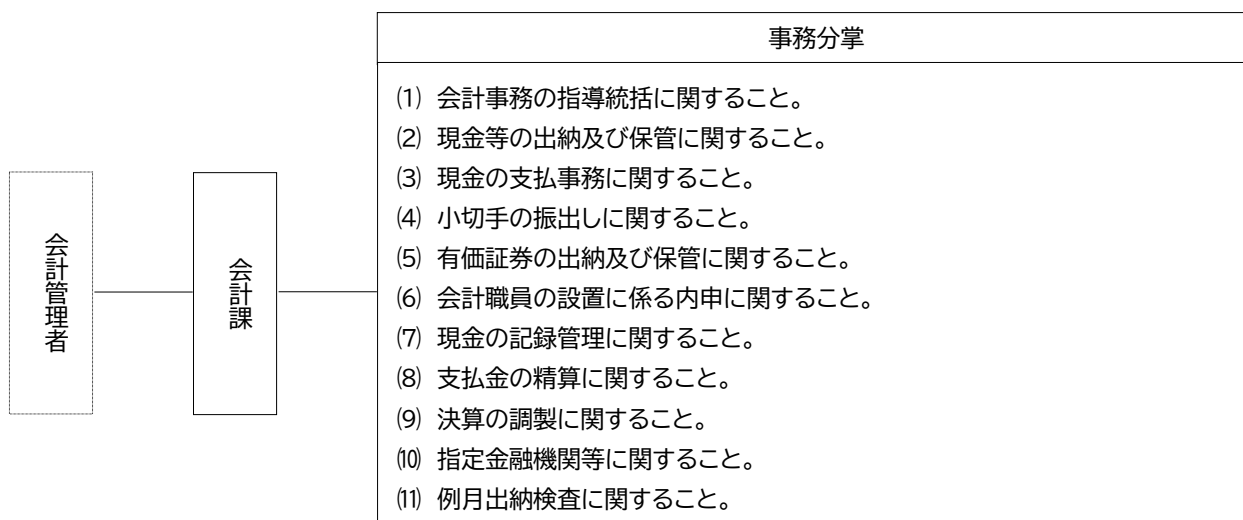


会 計

I 組織と事務分掌



II 概況

市の会計事務は、収入及び支出の命令権者である市長から独立した権限を有する会計管理者が担任し、公正かつ正確な執行に努めています。

1 現金

(1) 収入

市は、市税等を収入しようとするときは、納入義務者に対し、納入通知書により通知します。その通知書に基づき収納金融機関で収納された公金は、指定金融機関にある市の公金口座へ払い込まれます。

○諫早市公金収納金融機関

金融機関名	支店等
十八親和銀行 西日本シティ銀行 長崎銀行 九州ひぜん信用金庫 たちばな信用金庫 長崎三菱信用組合 九州労働金庫 長崎県央農業協同組合 長崎西彼農業協同組合	国内全店
九州信用漁業協同組合連合会	長崎県内全店
ゆうちょ銀行	沖縄県を除く九州内 (ゆうちょ銀行専用様式を使用する場合は国内全店)

(2) 支出

会計管理者は、市長からの支出命令を受け、支出命令審査権に基づき、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び債務が確定していることを確認したうえで支出事務を行います。

(3) 公金管理

諫早市公金管理運用方針に基づき、公金の安全性及び流動性を十分に確保し、効率的な運用に努めています。

2 物品

物品の出納保管事務を適正かつ能率的に行うため、各所管課の物品出納員に出納保管事務を委任しています。

3 決算の調製

会計管理者は、一会計年度の歳入歳出予算の執行結果の実績を計数的に把握・整理し、市長に提出します。市長は、監査委員の審査に付した後、市議会の認定を受け市民に公表します。